

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（日本なし）  
委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度県産農林水産物プロモーション業務（日本なし）」の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（日本なし）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれたおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（以下、「重点品目」という。）のひとつである「日本なし」について、本県が“日本一”<sup>注</sup>であることを訴求し、認知度を向上させ、消費拡大に繋げることを目的とする。

注) 令和4年の生産量、栽培面積、産出額（農林水産統計より）

3 契約期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

4 業務実施方針

- ・ 多彩な県産農林水産物全体のけん引役として、認知度を向上させ、消費拡大に繋がるよう、県内を含む首都圏を中心とした消費者（主婦層／県内旅行者）をターゲットに、「日本一の千葉の梨」を広く訴求すること。
- ・ 千葉の梨が日本一であることに加え、江戸時代から続く歴史があることや、生産者がこだわりをもって栽培し、旬の夏から新鮮な状態でいち早く提供される、といった本県ならではの特徴を活用するよう努めること。
- ・ 県が管理する「特設サイト」を活用すること。なお、特設サイトの管理（保守・改修を含む）業務については、別途委託を予定していることから、同業務の受託者と十分連携して実施すること。  
（「特設サイト」URL：<https://chibajisan.jp/>）
- ・ 以下の「千葉自賛（ちばじさん）」ロゴを積極的に使用すること。なお、必要に応じてA I、J P E Gデータを県から提供する。

ロゴ①

千葉自賛

ロゴ②

千葉自賛

- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を効果的に使用すること。なお、使用に当たっては県の関連規定に従うこと。

(参考URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>)

## 5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記(1)～(6)の業務を行うこと。

### (1) 千葉の梨販売会（PRイベント）の企画・運営

ターゲットに対し、直接千葉の梨の魅力を伝え、購買の契機とし、消費拡大に繋げるため、販売会（PRイベント）を次により実施する。

#### ア 期間等

令和6年7月1日から10月31日までの間に3回程度。

#### イ 会場

県内又は都内において、観光客等の集客及びPR効果が見込まれる場所（例：駅構内、道の駅等）とする。なお、原則、1会場につき1回の開催とする。

#### ウ 実施内容

(ア) 販売コーナーを設置し、県産日本なし（青果・加工品）の販売等を行う。

- ・ 「日本一の千葉の梨」を効果的に訴求する装飾、ディスプレイを行った上で実施すること。
- ・ 実施に当たり、県が作成したPR動画（(3)を参照）を効果的に使用すること。
- ・ 販売品の手配先等は、県と協議の上で決定すること。

**※提案時には、会場、実施時期、回数、規模、レイアウトを示すこと。**

(イ) ノベルティグッズの作成・配付。

- ・ 「日本一の千葉の梨」を効果的に訴求するためのノベルティグッズを作成し、各回の会場設営に合わせて搬入の上、販売会の際に配付すること。
- ・ 最終的なデザイン、作成数量等は、県と協議の上で決定すること。ただし、作成数量は2,000個以上とすること。

**※提案時には、ノベルティグッズの種類、デザイン案を1案以上示すこと。**

#### エ その他留意事項

(ア) 雨天時においても実施することを前提に企画すること。

(イ) 会場の確保、当日の設営・撤去、人員（販売スタッフ含む）手配、販売に必要な各種物品手配等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

### (2) プレゼントキャンペーンの企画・運営

ターゲットに対し、広く千葉の梨の魅力を伝え、認知度及び購買意欲の向上に繋げるため、プレゼントキャンペーンを次により実施する。

#### ア 期間等

令和6年6月1日から9月30日までの間に2回以上。

#### イ 実施内容

- (ア) プレゼントキャンペーンの企画、運営を行う。
- ・ 参加費は無料（何らかの商品の購入等を参加要件としない）とすること。
  - ・ 各回10名以上が当選するものであること。
  - ・ 応募者多数の場合は、抽選によることとし、抽選方法を明確にすること。
  - ・ キャンペーンの実施に当たっては、原則、特設サイトを利用すること。なお、特設サイトの管理業務については、別途委託を予定しているため、同業務の受託者が特設サイトの更新等の作業を行うことを前提に企画すること。
- (イ) プレゼント品の手配及び発送等を行う。
- ・ プレゼント品は、県産日本なし、県産日本なしを使用した加工品に限ることとし、県と協議の上で決定すること。

ウ その他留意事項

- (ア) 当該キャンペーンの対象（応募、発送等）は国内に限ること。
- (イ) 抽選、集計、プレゼント品の手配及び発送等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと（特設サイトを使用する場合の、サイト改修を除く）。

(3) PR動画を活用したプロモーションの実施

県内を含む首都圏を中心とした消費者（主に主婦層）に対し、「日本一の千葉の梨」を伝え、認知度を向上させ、消費拡大に繋げるため、県が所有するPR動画を活用したプロモーション（テレビ・WEB広告、デジタルサイネージ、大規模イベント会場での放映等）を次により実施する。なお、実施に当たっては、上記（1）（2）の集客、参加に寄与するものとなるよう考慮すること。

ア 期間

令和6年6月1日から9月30日までのうち、効果的なプロモーションが行える期間とし、特に6月上旬から日本なしの出回る時期を重点的な期間とすること。

イ 場所・媒体

広く県内を含む首都圏を中心とした消費者（主に主婦層）に対して訴求できる媒体（場所）とする。

ウ 実施内容

- (ア) 県作成のPR動画を効果的に使用したプロモーションを行う。
- ・ 「日本一の千葉の梨」を広く効果的に訴求できる手法（媒体、回数・期間、方法等）により行うこと。最終的な手法は、県と協議の上で決定すること。  
※提案時には、媒体、回数・期間、方法を、実施により見込まれる具体的な効果と併せて示すこと。
  - ・ 県が作成した動画のうち、1種以上を使用すること。なお、動画の規格等は以下のとおり。
    - 時間 15秒動画／1種、30秒動画／1種
    - 規格 フルハイビジョン（1,920×1,080ピクセル）
    - ファイル形式 MP4

(イ) 必要に応じて動画の編集等を行う。

- ・ 編集後の動画については、次年度以降も使用できるものとする。

#### エ その他留意事項

(ア) 本業務で編集した動画データは、無償かつ受託者等の許諾なしに、県または県の指定するものが使用するほか、その他イベント等にも使用する。

(イ) 本業務で編集した動画データの著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。

(ウ) 媒体との交渉・調整、各種申請手続き、修正等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

#### (4) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

#### (5) その他の独自提案事項

(1)～(3)の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案を行うこと。なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

#### (6) 実施記録等の作成・提出

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

##### ア 記録写真等

5(1)～(3)及び(5)により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

##### イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

##### ウ 効果測定結果

本事業の効果測定(5(4)により実施した内容)の結果を報告すること。

#### 6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本事業の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・ 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に

公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

## 7 運営及び管理

### (1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

### (2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者、戦略やプロモーションの専門的知識を有する者を配置すること。

なお、責任者及び担当者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

### (3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

### (4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

## 8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

## 9 法令遵守及び安全管理

### (1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

### (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

### (3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## 10 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

## 11 その他事項

### (1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

### (2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

### (3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

### (4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

### (5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。